

議会の紀律と品位を 保持するための懲罰

普段なじみのない議会の仕組みについて、今号では、「懲罰ってなに？ 審査はどう進むの？」などを紹介します。

懲罰ってなに？

【目的】 懲罰は、議会の自律権に基づき、議会の紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁です。これは地方自治法第134条に規定され、同法などの関係法令に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができるものです。

【性格】

議員の懲罰は、議会の秩序に違反する者に対する秩序罰であり、刑罰ではありません。また、一般の公務員の懲戒とも異同があります。懲罰の趣旨、制裁としての性質の点では、両者は、ほぼ共通していますが、議会の秩序と直接かかわりがない行為は対象外となります。

すなわち、一般の公務員は、個人的行為が犯罪となった場合は、地方公務員法に基づき全体の奉仕者にふさわしくない行為として懲戒の対象となる場合が少なくありませんが、地方自治法では、議場のこれらの行為により議員に懲罰を科すことはできないものです。

審査はどう進むの？

【本会議】 議会において懲罰事犯となり得る事象が発生した場合に、議員発議により「懲罰動議」が提出されます（例外もあります）。懲罰動議が提出された場合は、本会議において日程に追加し、慎重な審議を期すため必ず委員会付託となり、一般的には懲罰特別委員会を設置して審査されます。

【懲罰特別委員会】

- ① 動議の発議者からの説明
- ② 該当議員からの一身上の弁明（申し出があり、許可された場合）

③ 懲罰事犯が、地方自治法、会議規則、委員会条例のいずれに違反しているかなどを審査

④ 懲罰を科すかどうか諮る（否決の場合、審査終了）

⑤ 可決の場合、どの種類の懲罰を科すか諮る

⑥ 戒告と陳謝では文案を、出席停止では日数を決定


【本会議】 委員会での審査終了後、委員会審査報告書が本会議に提出され、委員長報告、一身上の弁明（申し出があり、許可された場合）の後、委員長報告にある懲罰を科すことの採決を行い、可決された場合は懲罰の宣告を行います。その後、文案を議決し、戒告は議長より朗読、陳謝は陳謝文を該当議員が朗読します。出席停止・除名は議長より宣告され、効力は議決と同時に発生します。



問責決議との違いは？

問責決議は、法律などに基づくものではありませんので法的効果は生じません。議員の言動に議会として放置できない何らかの問題があった場合に、議会の意思を表明することにより反省を促すためのものです。このように、地方自治法で規定されている懲罰とは大きな違いがあるものです。

◆ 問合せ先：深川市議会事務局内 ◆

〒074-8650 深川市2条17番17号
電話0164-26-2282（直通）

深川市議会YouTube
チャンネル 

  深川市議会
公式ホームページ

編集後記



広報編集委員に選任され3回目の議会だより発行となります。第4回定例会での12人の一般質問のほか、総務経済常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会がそれぞれ実施した行政視察報告等、議会活動の一端を掲載しています。今後も市民の皆様にはわかりやすい議会だよりをお届けしたいと思います。令和2年、市民の皆様の幸せを祈念いたします。

広報編集委員 北村 薫